

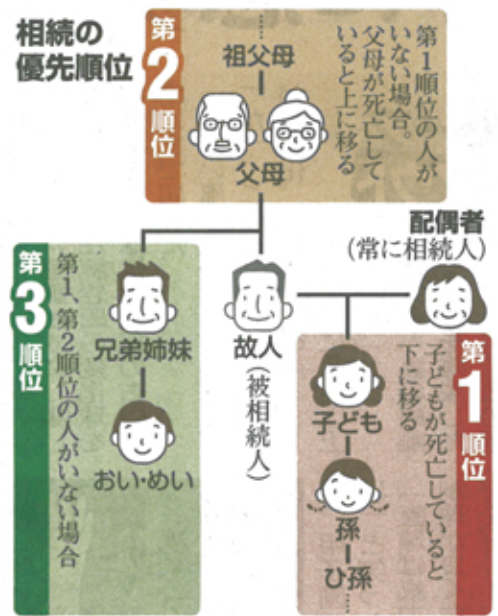
配分や放棄 ふさわしい手続きを



「受け取る権利」トラブルも

民法は相続する人の優先順位を定めている。どんな場合でも相続人になるのは配偶者。それ以外は次の通りだ。

第1順位Ⅱ子(子が亡くなっている)Ⅲ孫(子が亡くなっている)Ⅳ父母(父母が亡くなっている)Ⅴ兄弟姉妹(兄弟姉妹が亡くなっている)Ⅵ祖父母(祖父母が亡くなっている)Ⅶ兄弟姉妹(兄弟姉妹が亡くなっている)Ⅷ孫(孫が亡くなっている)Ⅷ孫(孫が亡くなっている)Ⅷ孫(孫が亡くなっている)



相続する順位と生前贈与

教育資金、結婚子育て資金の生前(一括)贈与の概要	期間:2019年3月末まで												
<table border="1"> <tr> <th>対象</th> <th>金額</th> <th>贈与税の取り扱い</th> <th>相続税の取り扱い</th> </tr> <tr> <td>30歳未満の子や孫</td> <td>1500万円まで</td> <td>30歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税</td> <td>贈与者が亡くなっても相続税の加算対象にならない</td> </tr> <tr> <td>20歳以上50歳未満の子や孫</td> <td>1千万円まで</td> <td>50歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税</td> <td>贈与者が亡くなると相続税の加算対象になる</td> </tr> </table>	対象	金額	贈与税の取り扱い	相続税の取り扱い	30歳未満の子や孫	1500万円まで	30歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税	贈与者が亡くなっても相続税の加算対象にならない	20歳以上50歳未満の子や孫	1千万円まで	50歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税	贈与者が亡くなると相続税の加算対象になる	
対象	金額	贈与税の取り扱い	相続税の取り扱い										
30歳未満の子や孫	1500万円まで	30歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税	贈与者が亡くなっても相続税の加算対象にならない										
20歳以上50歳未満の子や孫	1千万円まで	50歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税	贈与者が亡くなると相続税の加算対象になる										

が多い場合などに選ばれ、資産も負債も受け継がない。注意したいのは、相続人同士が任意で話し合う「遺産分割協議」で遺産を受けとらないうと決めること、法的手続きを経た相続放棄の違いだ。

こんなケースがある。妻と子ども2人を残して夫が亡くなった。遺言はない。子どもたちは妻に全財産を相続してもらおうと相続放棄した。すると放棄した子どもに代わって夫の兄弟が相続人になり、法定相続分を渡さなければならなくなった。

教育資金贈って節税

「子どもたちは相続放棄せず、遺産分割協議で相続ゼロとする方がよかった」と司法書士の山田慎一さん。相続放棄すれば相続人の立場そのものを失うが、任意の協議だと相続人としての立場は変わらず、夫の兄弟に相続権が移らないからだ。

一方で、任意の協議で資産も借金も相続しないと決めて

も、借金の返済義務は残る。思わぬ借金返済の請求を受けかねず、こうした場合は相続放棄を選ぶのが適切だ。

子どものいない夫婦で配偶者に全額渡したい場合は、遺言が必要。遺言がないと、被相続人の兄弟も相続人になる。「妻が夫に遺言を頼んでも『兄弟姉妹を信用しないよ』と断るケースがしばしばある」と行政書士の西山寛彦さんは言う。

夫名義の自宅と土地、預貯金などを妻が相続したが、夫の死後1カ月もしないうちに、夫の弟が相続権を主張してきたケース。「兄弟姉妹は遺留分を請求できないので、遺言があれば妻に全ての遺産を残せた。自宅だけが財産の場合は自宅を売って遺産を分けることになりかねない。普段疎遠なほど、こうしたことが起こりがち」と西山さん。

事実婚の相手、子の配偶者にも相続権はなく、遺産を譲りたい時は証人2人以上が立ち会い、公正役場で公正人が作る「公正証書遺言」できっちり表示しておくことが大事だ。

「子どもだけ相続」に注意

配偶者と子どもが相続する「1次相続」と、子どもだけが相続する「2次相続」の違いも押さえておきたい。

配偶者は、相続財産のうち1億6千万円か法定相続分相当のどちらか大きい金額まで税がかからない。だが2次相続でこうした控除はない。

1次相続で遺産をすべて配偶者が相続すると、税がかからない場合が多い。だが、お金を管理していなければならぬ。例えば親が子ども名義の口座に送金しても、その口座を親が開通し通帳や印鑑も管理していれば、親の財産とみなされ、死亡時に相続税の算定に加算される。

「残された配偶者の暮らしに必要な資産などを考えて、相続財産の配分をどうするか、事前にシミュレーションしておきたい」と話す。

今回は、分けるのが大変な不動産について考える。

(前田智)